**筋ジストロフィー医療研究会　編集委員会規程**

第1条（名称）

この委員会の名称を、筋ジストロフィー医療研究会編集委員会（以下、編集委員会）とする。

第2条（目的）

本編集委員会は、筋ジストロフィー医療研究会会則第３条第２号が定める事業として、機関誌「筋ジストロフィー医療研究（英名；Japanese journal of clinical myology）」の編集・発行に関する業務を所管し、筋ジストロフィー医療に関わる学術論文や意見を広く掲載、種々の情報を共有することにより、筋ジストロフィー医療の質の向上を図ることを目的とする。

第3条（委員会）

編集委員会は、編集委員長、副編集委員長、編集委員で構成する。

2. 編集委員長は、筋ジストロフィー医療研究会世話人から1名を指名し、任期は2年として、再任は妨げない。

3. 編集委員長は、副編集委員長を1名、編集委員を十数名指名し、各々の任期は2年として、再任は妨げない。

4. 編集委員長は、適宜、編集委員会を開催して活動のための協議を行うが、対面の協議に代えて、電子メール等により協議ないし議決をすることができる。

5. 編集委員会における議決に関しては、編集委員会構成員の過半数の賛成によるが、議決に加わることができない構成員は、賛否を他の構成員に委任することができる。

第4条（活動事項）

本会は、前条の目的を達成するため、次に揚げる活動を行う。

1）機関誌「筋ジストロフィー医療研究」の企画、編集、発行の基本方針に関すること。

2）投稿規程等の制定、改廃に関すること。

3）論文、資料等の投稿受付、査読審査に関すること。

4）論文掲載の決定に関すること。

5）その他、刊行に関すること。

第5条（査読）

編集委員長と副編集委員長は、各投稿論文に対して投稿論文の専門領域によって、編集委員の中から査読者を2名以上選出する。

2. 査読者は、投稿論文の内容によっては、編集委員以外から臨時査読者を指名することができる。

3. 編集委員長と副編集委員長は、査読者の結果をまとめて、投稿論文採択の可否を決定する。

4. 査読および採択に問題がある場合には、適宜編集委員会を開催して協議することができる。

第6条（規程の変更）

本規程は、編集委員会での議決を経て変更することができる。

2. 前項による規程の変更は、編集委員長が速やかに筋ジストロフィー医療研究会代表世話人へ報告する。

附則

（施行期日）

この規程は、2020年11月1日から施行する。

付則

（改正期日）

この規定は、2021年10月25日から一部改正する。